

○行田市資源リサイクル審議会設置条例

平成 2 年12月26日 条例第27号

改正

平成 9 年 3 月28日 条例第 1 号

平成14年 6 月21日 条例第25号

平成15年 3 月31日 条例第 1 号

平成17年 9 月30日 条例第32号

平成24年 3 月27日 条例第 1 号

行田市資源リサイクル審議会設置条例

(設置)

第 1 条 ごみの資源化及び減量化を推進し、資源の有効利用及び快適な生活環境の保全を図るため、
行田市資源リサイクル審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市におけるごみ対策の総合的な指針策定に関する事項
を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 資源回収業者代表
- (5) 公募の市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、市長の諮問に対する答申が終了したとき満了するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により委嘱又は任命されている委員は、この条例による改正後の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（以下「新行田市観光委員会条例等」という。）の規定によりそれぞれ委嘱又は任命された委員とみなす。ただし、この条例による改正前の行田市商業振興対策委員会条例第2条第2項第5号、行田市住居表示審議会条例第3条第

2 項第 5 号、行田市予防接種健康被害調査委員会条例第 3 条第 3 号、行田市国土利用計画審議会条例第 3 条第 4 号、行田市総合振興計画審議会条例第 3 条第 2 項第 5 号、行田市資源リサイクル審議会設置条例第 3 条第 5 号、行田市市営住宅管理条例第 4 条第 3 項第 3 号、行田市史編さん委員会条例第 3 条第 2 項第 5 号及び行田市環境審議会条例第 3 条第 5 号の規定により委嘱又は任命されている委員については、この限りでない。

- 3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新行田市観光委員会条例等の規定にかかわらず、この条例施行の日における従前の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成15年 3 月31日条例第 1 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日条例第32号）

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。